

★福岡労働局からのお知らせです★

# 雇用管理に関する法律の改正のご案内

働き方に関する各種法律が改正となります。制度のご確認、整備をお願いします。

育児・介護休業法が改正されました～令和4年4月1日から段階的に施行～

▶令和3年6月に育児・介護休業法が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

- ①育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和、③男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、④育児休業の分割取得、⑤育児休業の取得の状況の公表の義務付け

▶施行日

- ①及び②：令和4年4月1日、③及び④：令和4年10月1日、⑤：令和5年4月1日



★両立支援等助成金をご活用ください。介護離職防止支援コースに新型コロナウイルス感染症対応特例が創設されています

厚生労働省のHP  
(育介法について)

女性の活躍・両立支援  
総合サイト



職場におけるハラスメント防止対策を強化しました

STOP!  
マタハラ

▶パワーハラスメント防止対策が事業主の義務になりました(労働施策総合推進法)。

- ・職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置(※)を講ずることが令和4年4月1日から、中小事業主にも義務となっています。



ハラスメント被害事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト  
あかるい職場応援団

(※) 事業主が講ずべき措置

厚生労働省HP▶

- ①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、②相談(苦情を含む)体制の整備、③職場におけるハラスメントの事後の迅速かつ適切な対応、④プライバシーの保護、不利益取扱いの禁止等、併せて講ずべき措置  
※マタニティハラスメントについては、その原因・背景となる要因の解消をする措置を講ずることも必要です

職場におけるパワーハラスメントとは・・・

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素をすべて満たすものをいいます(適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません)

▶セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント(妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント)防止対策も強化されました(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法)。

- ・ハラスメント防止のための責務規定が設けられ、パワハラも含め、事業主・労働者の責務が明確化され、令和2年6月1日より、事業主に相談等した労働者に対する不利益取扱いが禁止されています。

正社員と非正規社員間の不合理的な待遇差は禁止されています(パートタイム・有期雇用労働法)

- ・同一企業内の正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者との間の不合理的な差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法が中小事業主にも令和3年4月1日から適用されています。

改正のポイントは・・・

- ①不合理的な待遇差の禁止、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決援助(行政ADR)の整備

パート・有期労働  
ポータルサイト



厚生労働省のHP

福岡働き方改革推進支援センターでは働き方改革関連法をはじめ、同一労働・同一賃金、育児・介護休業法やハラスメント防止対策などに関する個別企業支援を行っています。(TEL 0800-888-1699)



## 一般事業主行動計画の策定等の義務の対象事業主を拡大しました(女性活躍推進法)

・令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出義務、情報公表の義務の対象を常時雇用する労働者301人以上の事業主から**101人以上**の事業主へ拡大しています。

・女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い**プラチナえるぼし認定**を令和2年6月1日より創設しています。認定マーク「えるぼし」「プラチナえるぼし」は、商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。優秀な人材確保や企業イメージの向上につながることを期待できます！

厚生労働省HP▶



## 新しいくるみん認定が始まりました(次世代育成支援対策推進関係)

・くるみん認定の基準が新しくなり、新たにトライくるみん認定が創設されました。また、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定の一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業を認定する「プラス認定」を創設しました。また、職場における不妊治療と仕事との両立を支援するため「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」や「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」を改訂しています。ぜひご確認ください。

厚生労働省のHP  
(くるみん認定)▶



★不妊治療を受けやすい職場環境整備に取り組む中小企業向け助成金等をご活用ください



## 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の対象期間を延長しました！

対象期間 令和2年5月7日～令和5年3月31日

・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の対象期間が延長されています。妊娠中の女性労働者から医師等の指導を受けた旨の申し出を受けた場合には、女性労働者が指導事項を守れるよう適切な措置を講じましょう。

※主治医等からの指導事項を伝えるためのツールとして**母性健康管理措置指導事項連絡カード**があります。

厚生労働省のHP▶



★新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください

## テレワークを推進しましょう

・テレワークは、時間や場所を柔軟に活用できる働き方であり、働き方改革促進の観点からも良質なテレワークの導入・定着を図りましょう。

令和3年3月に「テレワークガイドライン」が改訂されています。

厚生労働省のHP▶



★人材確保等支援助成金(テレワークコース)をご活用ください

福岡労働局雇用環境・均等部指導課 TEL 092-411-4894  
総合労働相談コーナー TEL 092-411-4764  
助成金に関するお問い合わせ TEL 092-411-4717  
住所：福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎新館4階  
FAX 092-411-4895